

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条の6第1項	一般廃棄物処理施設設置者である法人の合併又は分割の認可	廃棄物対策課

1 審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第1項第3号及び第4号に掲げられている事項。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第4条の2の2に掲げられている事項。

2 標準処理期間は、25日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。